

日の出町創業支援補助金 申請の手引き

日の出町では、町内での創業を支援するため創業に要する経費の一部を補助する制度を実施しております。

この制度は、町内で創業しやすい体制をつくることで新たな需要や雇用の創出を促進し、町内の産業振興及び活性化を図ることを目的とした補助制度です。

補助対象者 次の1.2.3のいずれかに当てはまること
なおかつ4.5両方の条件に合致する方

- 1.日の出町で新たに創業する方（令和9年2月末日までに創業する方）
- 2.創業後5年未満の方
- 3.第二創業を行う方
（個人事業主、会社の代表者であって事業継承後5年未満の方、または令和9年2月末日までの間に事業継承を行う方で、「日本標準産業分類」の中分類を越えた事業転換や新事業・新分野進出を行う方）
※フランチャイズ契約による創業は対象外
※町外在住者も対象
- 4.日の出町創業支援等事業計画に基づいた認定連携創業支援事業者の創業相談及び指導を受け、適切な事業計画を有している方
- 5.町・日の出町商工会及び地域と連携して、地域の活性化に貢献することが出来る方

補助率 補助対象経費（税抜）の3分の2以内
※概算ではなく必ず必要経費で申請してください。

補助上限額 50万円

補助対象経費

- ☆創業に必要な官公庁への申請書作成等に係る経費
- ☆事業所等の借入費（初期費用のみ）
- ☆設備費
- ☆マーケティング調査費
- ☆広報費

採択件数 4件程度 ※審査結果により採択件数は変動します

申請期間 令和8年7月6日(月)～令和8年8月14日(金)まで (締切厳守)

※申請に不備がある場合は受付できません。期間内に余裕をもって申請して下さい。

申請方法 所定の申請書に必要事項を記載し、必要書類を添付のうえ、日の出町役場産業観光課商工観光係窓口へ直接提出してください。

提出書類 申請書に添付した書類は返還しません。控えはご自身でご用意ください。

- ①交付申請書(様式第1号)
- ②事業計画書(別紙1)
- ③収支予算書(別紙2)
- ④町税の納付状況を確認できる書類
(町外にお住まいの場合は、居住地の納税証明)
- ⑤ア. 個人事業の開廃業届出書の写し(個人事業主で既に開業している場合)
イ. 登記事項証明の写し(法人で既に登記をすませている場合に限る)
- ⑥営業許可書の写し
(許認可を必要とする業種で、既に許認可を取得している場合)
- ⑦補助対象経費の内訳を説明する書類
(見積書、またはカタログ等購入予定品の金額がわかるもの)

※②③については、記入例を参考に作成してください。

※注意点※

【事業計画書の作成について】

①日の出町創業支援補助金の申請には事業計画書の提出が必要となります。

事業計画書の作成にあたり日の出町創業支援等事業計画に基づいた認定連携創業支援事業者の創業相談及び指導・助言を受けてください。

申請書の入手方法 日の出町ホームページからダウンロードしてください。
ダウンロードが困難な場合は、産業観光課商工観光係で配布します。

審査基準

- ☆事業の実現性…経営理念や戦略は明確か、事業計画・事業規模は妥当か、熱意があるか
- ☆事業の独創性…新規性・独創性はあるか、自社の強みは明確か
- ☆事業の収益性…資金調達・売上計画・利益計画は妥当か
- ☆事業の継続性…事業の継続性、地域経済への波及度はあるか
- ☆日の出町の地域性の理解度…創業地に選定した理由は明確か

申請から補助金交付までの流れ

- ①交付申請書等の提出：7月6日(月)～8月14日(金)
- ②書類審査：8月下旬
- ③面接審査：9月18日(金)
- ④交付決定後、事業開始(10月上旬予定)
※補助対象事業の中止や費用等に変更が生じる場合は事前にご相談ください
- ⑤事業完了：令和9年2月26日(金)
- ⑥実績報告の提出：令和9年3月5日(金)まで
※実績が確認できるもの(購入品等の写真)と助成対象経費に係る領収書を添付してください。
※実績報告までに**認定特定創業支援事業(注)**を受講していただく必要があります。
- ⑦確定通知書・助成金の交付

(注) 認定特定創業支援事業…創業支援機関が実施する、セミナーや個別相談等で、「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」各テーマ1回以上(合計4回以上)受講すること。

町と連携している創業支援機関 ※下線は認定特定創業支援事業

- ①日の出町商工会
- ②西武信用金庫
- ③多摩信用金庫
- ④青梅信用金庫
- ⑤日本政策金融公庫

日の出町創業セミナーのご案内

- ・創業入門セミナー（経営）

創業前に押さえておきたいポイントをわかりやすく紹介します。

令和8年5月31日（日）午後1時～3時10分

日の出町役場 3階 第1・2会議室



西武信用金庫 創業相談会のご案内

- ・創業相談会

詳細は西武信用金庫ホームページでご確認ください。

上記セミナー及び創業相談会は、認定特定創業支援事業の対象となります。

日の出町創業補助金の申請を検討している方は、合わせてご参加ください。

面接審査日程 令和8年9月18日（金）午後

※詳しい時間は、後日申請者に通知します。

問合せ先 日の出町役場 産業観光課 商工観光係

電話：042-588-4101（直通）

メール：sangyou@town.hinode.tokyo.jp



「自然豊かな緑の町」
日の出町で創業してみませんか？